

千葉県農林総合研究センターにおける研究者等の行動規範

平成 21 年 12 月 4 日 策 定

平成 28 年 9 月 9 日 一部改正

千葉県農林総合研究センター（以下「センター」という。）は、試験研究の信頼性及び公正性を確保することを目的として、センターにおいて研究等に携わる研究職、技術職及び事務職の職員（以下「研究者等」という。）に対し、研究等を遂行する上で求められる行動規範をここに定める。

（基本的責任）

- 1 研究者等は、自らの専門的知識や技術に対して責任を有し、さらに自らの専門知識、技術、経験を生かして、農林業技術の向上を図り、農林業の振興に寄与するとともに、環境の保全に貢献する責任を有する。

（基本的行動）

- 2 研究者等は、科学の自律性が社会からの信頼と負託の上に成り立つことを自覚し、公務員として常に公正性、公平性を確保し、県民の負託に応えられるよう行動する。また、研究等によって生み出される知の正確さや正当性、妥当性を、科学的に立証するべく最善の努力をする。

（自己研鑽）

- 3 研究者等は、自らの専門知識・能力・技術の維持向上に努めるとともに、科学技術と社会・自然環境の関係を広い視野から理解し、常に最新の知識を広く学ぶようにたゆまず努力する。

（公開と説明）

- 4 研究者等は、自らが携わる研究の意義と役割を認識し、その研究が人間、社会、環境に及ぼす影響や起こす変化を評価し、その結果を科学的データに基づき中立性・客観性をもって広く一般に公開すると共に、説明責任を果たすように努める。

（研究活動）

- 5 研究者等は、自らの研究等の立案・計画・申請・実施・報告などの過程において、本規範の趣旨に沿って誠実に行動する。研究・調査データの記録保存や厳正な取扱いを徹底し、ねつ造、改ざん、盗用などの不正行為を行わず、また加担しない。

(研究環境の整備)

- 6 研究者等は、責任ある研究の実施と不正行為の防止を可能にする公正な環境の確立・維持についても自らの重要な責務であることを自覚し、センターの研究環境の向上に積極的に取り組む。また、これを達成するために社会の理解と協力が得られるよう努める。

(研究資材の適正使用)

- 7 研究者等は、研究等に用いる装置、機器、薬品、材料等の使用・管理に当たっては、法令やセンター、県及び委託機関が定める規程並びに社会規範等を遵守する。

(研究資金の適正執行)

- 8 研究者等は、県費及び外部資金等の研究資金が、公的なものであることを常に認識し、関係する法令やセンター、県及び委託機関が定める規程並びに社会規範等を遵守し、研究計画に基づき計画的に、高い倫理意識を持って適正かつ公正に執行する。また、研究等に携わる者が協力して、資金の不正使用を未然に防止するよう努める。

(研究対象などへの配慮)

- 9 研究者等は、研究協力者の人格、人権を尊重し、福利に配慮する。動物などに対しては、真摯な態度でこれを扱う。

(他者との関係)

- 10 研究者等は、他者の成果を適切に評価すると同時に、自らの研究等に対する評価には謙虚に耳を傾け、誠実な態度で意見を交える。他者の業績、名誉、知的財産権を尊重する。

(差別の排除)

- 11 研究者等は、研究等業務において、人種、性、地位、思想・宗教などによって個人を差別せず、科学的方法に基づき公平に対応して、個人の自由と人格を尊重する。

(利益相反)

- 12 研究者等は、自らの研究、審査、評価、判断などにおいて、個人と組織、あるいは異なる組織間の利益の衝突に十分に注意を払い、公共性に配慮しつつ適切に対応する。